別表 7 補助対象施設及び配分基準(介護職員の宿舎施設整備事業)

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村への間接補助

注 いずれの介護施設等も、定員規模は問わない